

令和7年度徳島県サービス管理責任者等研修(実践研修)に関するQ & A

No.	質問	回答
1	県外からの受講申込は可能ですか？	県外事業所の方は受講できません。
2	実践研修はいつから受講可能ですか？	サービス管理責任者等研修（基礎研修）と相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）の両方を修了した時点から受講前日までに原則2年以上の実務経験を経た場合に受講可能となります。
3	実践研修の受講に必要な実務経験を「2年以上」から「6月以上」に短縮できる要件を教えてください。	次の①～③の全ての要件を満たす場合、短縮可能です。 ①基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。 ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。 ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。 なお、③の詳細については、徳島県障がい福祉課ホームページ「サービス管理責任者等実践研修の実務経験特例に必要な届出について」（下記URL参照）をご確認ください。 ○徳島県障がい福祉課ホームページURL https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7220289/
4	平成31年3月31日までに旧カリキュラムでサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を修了し、平成31年4月1日以降に新カリキュラムで相談支援従事者研修初任者研修Ⅰまたは初任者研修Ⅱを修了した場合、次に受講が必要な研修は実践研修ですか？更新研修ですか？	<u>実践研修の受講が必要です。</u> 実践研修を受講するには相談支援従事者研修修了後、実践研修開始前5年間に2年以上の実務経験が必要です。
5	児童発達管理責任者研修の修了証書しかないが、サービス管理責任者として業務に従事可能か？	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容となっているため、サービス管理責任者としての実務経験を備えていれば従事可能です。
6	サービス管理責任者研修を修了していて、児童発達支援管理責任者研修は受講していないのですが、実践研修で児童発達支援管理責任者の修了証書の交付を希望することはできますか？	希望できません。本研修の修了証書は、過去に修了している研修に基づいて交付します。 なお、修了証書をお持ちでない業務への従事の方法については質問5をご参照ください。
7	過去に受講した分野の修了証書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか？	修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行いたします。 修了証明書交付申請書の様式はホームページに掲載しております。詳しくはホームページをご覧ください。 <ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/7239209/